

別紙様式第3号（第5条第3項関係）

法令適用事前確認手続（回答書）

医政総発 0424 第1号

令和8年4月24日

畠山 智行 殿

厚生労働省医政局総務課長

令和8年1月21日付けをもって照会のあった件につきまして、厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令（平成14年厚生労働省訓第29号）第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者（又はその代理人）から提示された事実のみを前提に、照会の対象となった法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった行為については、照会の対象となった法令の条項の適用の対象となる。

2 照会のあった行為が照会の対象となった法令の条項の適用の対象となることに関する見解及びその論拠

【照会事項1、5、7について】

- 法令適用事前確認手続の対象となる医療法第6条の3は、医療を受ける者の病院等の選択を支援するため、「病院、診療所又は助産所の管理者」が都道府県に届け出なければならない事項やその方法等について規定したものである。
- 想定パターンAからCまででご提示いただいた事業は「医療を受ける者の病院等の選択を支援するため」のものと理解したが、医療法第6条の3の趣旨に照らして不整合な点はないと考える。

【照会事項2、4、8について】

- 一般的な照会についても、可能な限りで回答する所存であるが、一般

に、事業に関する相談は、具体的であればあるほど、より具体的な形でお答えできるものであり、責任分界点等については、現時点で回答することは困難である。

**【照会事項3について】**

- 現時点で頂いている情報を踏まえ、関連し得ると思われる留意事項は以下のとおり。
  - ・ 医師法に基づき、医師でなければなしてはならないとされている「医療」は、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（「医行為」）を、反復継続する意思をもって行うことであると解されており、医師でない者に何らかの支援を行わせる場合は、これに留意する必要がある。
  - ・ また、仮に医療機関から事業を委託する場合には、医療法のもとでは、診療行為等医療の提供そのものに係る業務の委託及び病院の運営管理の包括的な委託は認められていない。

**【照会事項6について】**

- 行政としては、あくまでも法令に基づき、不適切な事業が見られれば、権限を有する行政機関から指導等の適切な対応を行うべきものとする。